



# 越後山だより



第23号

発行日：平成23年5月30日発行  
和光市越後山土地区画整理組合  
住所：和光市南1-20-34  
TEL：048-462-2611  
FAX：048-450-1545  
URL：<http://www.w-echigoyama.jp/>

## 越後山・緑まちづくり連絡推進協議会

組合では、平成20年より区画整理事業が完了後も事業で整備されたまちの管理や、地域のコミュニティー活動が永続的に展開していくための方法について「まちの管理運営検討委員会」を組織し研究を重ねてまいりました。その結果、22年度末に具体的に地域の方々が参加し活動できる新たな組織を23年度立ち上げる事になりました。



そこで、このことを地域の方々に理解していただくために、越後山自治会、緑自治会の各自治会の定期総会に出席し説明をさせていただきました。さらに、自治会がこの組織の一員として活動する事について、議題として話し合っていたいただいた結果、両自治会とも賛成多数で可決され、これから、越後山自治会、緑自治会、区画整理組合が一緒になって皆さんが主役のまちづくり事業をスタートする事になりました。



大盛況だった昨年の夏祭りも今年は皆さんのアイデアを多く取り入れもっともっと楽しい企画にして、皆さんで盛り上がりましょう。

## 設立総会について

越後山・緑まちづくり連絡推進協議会（EM会）の設立総会を6月26日（日）に予定しています。ご近所お誘い合せのうえ、ふるってご参加いただきますよう、お願い致します。なお、詳細は後日ご案内致します。



## 組合からのお願い

### ●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

### ●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

### ●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。



# 越後山だより



第23号

発行日：平成23年5月30日発行  
和光市越後山土地区画整理組合  
住所：和光市南1-20-34  
TEL：048-462-2611  
FAX：048-450-1545  
URL：<http://www.w-echigoyama.jp/>

## 越後山・緑まちづくり連絡推進協議会

組合では、平成20年より区画整理事業が完了後も事業で整備されたまちの管理や、地域のコミュニティー活動が永続的に展開していくための方法について「まちの管理運営検討委員会」を組織し研究を重ねてまいりました。その結果、22年度末に具体的に地域の方々が参加し活動できる新たな組織を23年度立ち上げる事になりました。

そこで、このことを地域の方々に理解していただくために、越後山自治会、緑自治会の各自治会の定期総会に出席し説明をさせていただきました。さらに、自治会がこの組織の一員として活動する事について、議題として話し合っていたいただいた結果、両自治会とも賛成多数で可決され、これから、越後山自治会、緑自治会、区画整理組合が一緒になって皆さんが主役のまちづくり事業をスタートする事になりました。



大盛況だった昨年の夏祭りも今年は皆さんのアイデアを多く取り入れもっともっと楽しい企画にして、皆さんで盛り上がりましょう。

## 設立総会について

越後山・緑まちづくり連絡推進協議会（EM会）の設立総会を6月26日（日）に予定しています。ご近所お誘い合せのうえ、ふるってご参加いただきますよう、お願い致します。なお、詳細は後日ご案内致します。



## 組合からのお願い

### ●土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、常に把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利を変動する予定や、変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。

### ●区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築、増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は組合までご連絡・ご相談下さい。

### ●区画整理事業地内は、地区計画が定められています。

地区計画の定められた区域内では、建物の新築・増改築だけでなく、色の塗り替えや門扉・さくを作る場合なども地区計画の届出が必要になります。詳細につきましては市役所2階の都市整備課計画担当（TEL048-424-9145）にご相談ください。